

通所型サービスA Q&A

	質問	回答	回答日
1	○介護支援ボランティア加算について 1回のみ要件を満たした時に算定可能というのは、プロセス評価ではなく、6カ月後にボランティア活動に参加できたら算定可能か？その場合、6カ月後に算定するのか？（途中で参加できれば、途中での算定は可能か？）	介護支援ボランティアの実施が可能となり、介護支援ボランティアの登録を行った月の算定となります。従って、介護支援ボランティア登録と最初の介護支援ボランティアの実施が同月になることを想定しその月の算定を見込んでいます。	R3.3.29
2	○介護支援ボランティア加算について 地域の為に自身でできることを実行、とあるが、個人（個別ケース）に対して行うことは対象外か？	介護支援ボランティア受入機関において、指定を受けている介護支援ボランティア活動の内容に該当する活動が算定の対象となります。	R3.3.29
3	○介護支援ボランティア加算について デイで作成する「ボランティア計画」とは、所定の様式があるのか？ または今まで通りの通所介護計画に記載すれば良いのか？	専用様式を現在作成中です。	R3.3.29
4	○介護支援ボランティア加算について ケアマネジャーのサービス担当者会議に生活支援コーディネーターとボランティアの受入れ先の参加は必要か？	サービス担当者会議への参加は要件ではありません。ただし生活支援コーディネーター、ボランティアの受入れ先とは調整等を行う必要があるためサービス担当者会議に参加することも想定されます。	R3.3.29
5	○チームオレンジ加算について チームオレンジ加算をとるには、参加する通所Aスタッフ、職域サポーター、住民はステップアップ講座を受講しないとイケないのか？	加算の要件としては受講を義務付けはしませんが、受講することを推奨します。	R3.3.29
6	○チームオレンジ加算について 通算6回まで、とは1年で数カ月抜けても算定可能か？	連続での算定を前提としていますが、入院等でサービス提供が行われなかった場合も再開後に、チームオレンジの活動が継続している場合は算定可能です。	R3.3.29

7	<p>○チームオレンジ加算について 認知症診断を受けている者の根拠は主治医意見書か医師の聞き取り(口頭)ではだめか？</p>	<p>認知症診断は主治医意見書や医師の診断書による。</p>	R3.3.29
8	<p>要支援1の利用者について、5週目がある月の5回目の利用分を施設独自の自費請求は可能ですか。要支援2の利用者も同様に、9回目の施設独自の自費請求は可能ですか</p>	<p>◆1月のサービス提供が要支援1は1回から4回まで、要支援2は1回から8回までだった場合は回数に応じた単価を請求する。 ◆1月のサービス提供が要支援1は5回、要支援2は9回及び10回だった場合は下記の包括報酬を請求する</p> <p>○要支援1（週1回のサービス提供） 1月当たりのサービス提供回数 1回～4回 回数単価(368単位) 1月当たりのサービス提供回数 5回 包括報酬(1472単位)</p>	R3.3.29
9	<p>通所型サービスAの基本報酬ですが要支援1は364単位/回、月1～4回、要支援2は373単位/回、月1～8回となっていますが、月によってはそれ以上の利用回数もあると思います。この場合の利用に関しては保険適用となるのか、保険外利用となるのか、取り扱いはどのようにしたらいいですか。</p>	<p>○要支援2（週2回のサービス提供） 1月当たりのサービス提供回数 1回～8回 回数単価(377単位) 1月当たりのサービス提供回数 9回及び10回 包括報酬(3016単位)</p> <p>従って要支援1の5回目、要支援2の9、10回目の請求について、施設独自の自費請求ではなく介護保険請求をお願いします。</p>	R3.3.29
10	<p>要支援1及び要支援2の方の第5週目の利用(月5回目もしくは9回目の利用)について、介護保険での請求はできないことは理解したが、自費利用での請求は可能か？</p>	<p>※別紙1の算定例を参照してください。 ※桑名市総合事業通所型サービスA Q&A 令和3年3月29日版の問5は削除します。</p>	R3.3.29

11	<p>事業対象者の月のご利用回数上限に伴う算定方法ですが、ケアプランに週1回のご利用と明記されている場合は、月4回まで算定可能ということですが、5回目分のみ要支援2相当の基本報酬単価で算定することは可能でしょうか</p> <p>ケアプランに週1回のご利用と明記されているにもかかわらず、月に5回ある曜日に通われているご利用者様は4回しか介護保険を使うことができずに自費等をご利用していただく形になるのでしょうか</p> <p>ケアプランに週2回のご利用と明記を変更した場合は要支援2相当の基本報酬単価・各加算等で算定することになりますか？月のご利用回数に関係なく、要支援2相当の単価で算定することになりますか。</p>	<p>【事業対象者の算定について】</p> <p>ケアプランで定めた1週当たりの利用回数に応じて週1回利用の場合は上記の問8から問10の回答の「要支援1」を、週2回利用の場合は上記の「要支援2」の請求方法を準用してください。</p> <p>従って週1回利用の方の5回目の算定は包括報酬の算定になります。また週2回のプランの場合は利用回数に関係なく「要支援2」の単価の請求となります。</p> <p>※桑名市総合事業通所型サービスA Q&A 令和3年3月29日版の問6は削除します。</p>	R3.3.29
12	<p>要支援1の人が通所型サービスAを利用し、同月中にショートステイを利用した場合の算定の方法はどうなりますか。</p>	<p>通所型サービスAの利用回数が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回から4回までだった場合 利用回数×回数単価(368単位)+ショートステイの利用単価 ・5回利用した場合 包括報酬(1472単位)+ショートステイの利用単価 <p>※日割りを行わず包括報酬で請求してください。</p>	R3.3.29